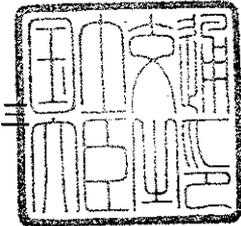


国総観政第28号
平成19年2月6日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵



交通政策審議会に対する諮問について

観光立国推進基本法第10条第3項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第52号】

「観光立国推進基本計画案について」

【諮問理由】

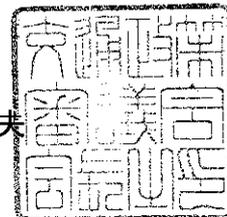
観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条第3項において、国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされていることから、上記について同審議会の意見を聴く必要がある。



国交政審(観)第4号
平成19年2月6日

交通政策審議会
観光分科会長 谷野 作太郎 殿

交通政策審議会
会 長 御手洗 富士夫



交通政策審議会観光分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第52号「観光立国推進基本計画案について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき、観光分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。